

告 示

埼玉県告示第五百九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―二五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡小川町大字原川五百五十六番 外二十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千八十・一立方メートル